

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第98号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年10月28日 14時05分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市小川島漁港 唐津市所在の小川島港西防波堤灯台から真方位120°240m付近 (概位 北緯33°35.5′ 東経129°54.1′)
事故等調査の経過	平成26年10月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利・石材運搬船 第十八大晴丸、489トン
船舶番号、船舶所有者等	132980、御前崎海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 船首船底部に凹損及び破口 消波ブロック 数個が折損及び移動
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、空船で船首約1.2m、船尾約3.1mの喫水として、船長が単独で船橋当直を行い、長崎県松浦市鷹島北方沖で唐津市波戸岬北方沖の変針予定場所に向け、約11ノット(kn)の対地速力で自動操舵として北東進した。 本船は、船長がいつしか居眠りに陥り、変針予定場所を通過して航行を続け、平成26年10月28日14時05分ごろ小川島漁港東側防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。 船長は、衝撃で目覚めて消波ブロックに乗り揚げたことを知り、機関を停止して、2番バラスタンクのバラスタ水を排出のうえ、損傷状況及び浸水の有無を確認し、機関を使用して船体を消波ブロックから降ろした後、会社に連絡し、海上保安庁の指示を受け、自力で航行して唐津市唐津港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約0.5～1.0m、潮流 北流約1kn、潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	小川島漁港東側防波堤は、小川島南東端から南方へ長さ約150mにわたり消波ブロックによって築造されている。 船長は、眠気を感じていたので、コーヒーを飲んだり、たばこを吸ったりしながら、背もたれ及び肘掛け付きの椅子に腰を掛けて当直を行っていたが、天気が良く、前路に他船を認めなかったため、気が緩んで居眠りに陥ったと思った。

	<p>本船は、船橋航海当直警報装置を設置し、船橋内で約12分間動くものがないと警報が鳴るように設定されていた。</p> <p>船長は、本事故当時、眠気を催した後に船橋航海当直警報装置の警報が鳴った際、手などを動かして警報を止めていた。</p> <p>船長は、レーダーを作動させていたが、ガードリング機能を使用していなかった。</p> <p>本船の航海当直は、単独の4時間3直制であった。</p> <p>船長は、本事故前日、航海当直及び荷役作業を行ったものの疲労は感じておらず、睡眠も約8時間とっており、睡眠不足の状態ではなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、鷹島北方沖から波戸岬北方沖に向けて自動操舵で北東進中、単独で船橋当直を行っていた船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過し、小川島漁港東側防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故当時、疲労は感じておらず、睡眠不足の状態でもなかったが、眠気を感じていたところ、椅子に腰を掛けて当直を行い、天気が良く、前路に他船を認めなかったのが気が緩み、覚醒水準が低下した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、鷹島北方沖から波戸岬北方沖に向けて自動操舵で北東進中、単独で船橋当直を行っていた船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過し、小川島漁港東側防波堤の消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独で航海当直中、眠気を催した場合は、ふだん行っているコーヒーを飲むなどの眠気を払拭する方法をとるほか、操舵を自動から手動に切り替え、椅子から立ち上がって当直を行うこと。</li> </ul>